

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に伴う請負者向け各種参考資料

「森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について」（令和8年2月25日付け7林国業第240号林野庁業務課長通知。以下、「業務課長通知」という。）の運用に当たって事業計画書の記載例や気温の取得方法などの情報を下記にまとめたので参考とされたい。

- (1) 請負者は、対象事業において、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。（記載例：別紙1）。なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
- (2) 請負者は、(1)の事業計画書に記載した計測方法に基づき、気温を計測し、計測結果をまとめること。気象庁の地上気象観測所の気温を標準としているため、別紙2により取得方法を示すため参考とされたい。また、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることも可能であるため、これについても別紙3により取得方法を示すため参考とされたい。
- (3) 業務課長通知4(1)の「気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法」、「JISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定」を選択する場合は、あらかじめ監督職員と協議し、実際の測定の際は、下記に留意し、取り组まされたい。

▼計測環境（以下を満たすものとする）

- ・風通しや日当たりのよい場所
- ・物（車両を含む）や樹木からは可能な限り離れる
- ・地上から1m～1.5m程度の高さ

▼計測機器

- ・気温を1℃単位で計測できる温度計等又は精度区分クラス2以上の指数計

▼計測結果の確認

計測結果の報告の際、該当する下記のいずれかを添付すること。

- ・日時情報等の自動記録が可能な温度計等の場合は、そのログ情報
- ・上記機能がない温度計等の場合は、日時とともに温度計等の温度又は暑さ指数（WBGT）が判読できる写真



←「電子式湿球黒球温度指数計」のイメージ（環境省HP「まちなかの暑さ対策ガイドライン」より抜粋）

- (4) 既契約事業においては、請負者・発注者間協議により本通知日以降の「基準日」を定め、業務課長通知を適用することが可能である。決定した基準日から事業終了日までの期間のうち、真夏日に当たる日数を計測するものとする。

事業計画書記載例

熱中症対策への取り組み

- 熱中症対策として下記の項目を実施する。
 - 急な脱水症状に備え「経口補水液」を常備
 - 熱中症の予防として「塩飴」を常備
- 事業期間中における気温の計測方法は、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を採用することとする。

計測地点の情報

都道府県名	〇〇県
地点名	〇〇
北緯	〇度〇分
東経	〇度〇分
標高	〇m
計測方法	気象庁HPより取得

- 計測結果については下記のように集計し、事業終了後に提出する。

気温集計表（月別）

月	真夏日	真夏日の集計方法
記載例		
20XX/6月	2日	気象庁HPより取得した観測地点の日最高気温データを「気温集計表（日別）」にて集計した。
20XX/7月	16日	
20XX/8月	20日	
合計	38日	

※真夏日については事業期間内における稼働日のみを記載している。

気温集計表（日別）

(令和X年X月分)

年月日	観測地点における日最高気温(℃)	事業箇所	真夏日
記載例			
20XX/XX/XX	32	〇〇林小班ほか	○
20XX/XX/XX	30	××林小班ほか	×
20XX/XX/XX	30	××林小班ほか	×
合計			1日

※年月日については事業期間内における稼働日のみを記載している。

気象庁観測地点における気温取得例

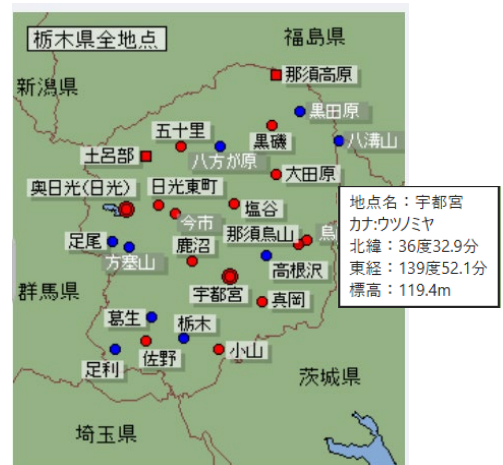
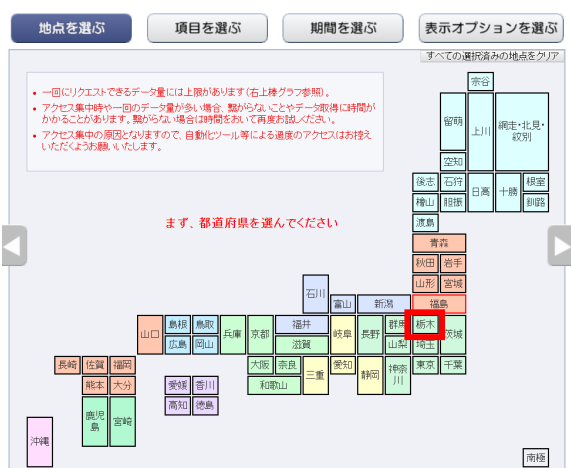
- ① 気象庁 HP > 過去の気象データ・ダウンロードへアクセス

<https://www.data.jma.go.jp/risk/obsdl/index.php>

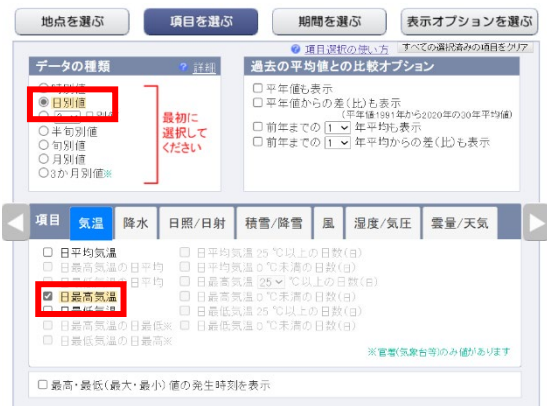
- ② 「地点を選ぶ」で、事業現場の最寄りの観測地点を選択

※ここでは栃木県を例とする

※カーソルをあてるとポップアップ表示され、北緯、東経、標高のデータも取得可能



- ③ 「項目を選ぶ」で、「日別値」、「日最高気温」を選択



- ④ 「期間を選ぶ」で、事業期間を指定



⑤ 「CSV ファイルをダウンロード」を選択

検索条件 選択済みのデータ量 0% 100% (上限)

地点を選ぶ 項目を選ぶ 期間を選ぶ 表示オプションを選ぶ

画面に表示 ▶

CSVファイルをダウンロード ▶

期間

● 連続した期間で表示する

最近1年 最近1か月

2024年 10月 19日から

2025年 10月 19日までの日別値を表示

○ 特定の期間を複数年分、表示する

10月 19日から 10月 19日の値を

2024年から 2025年まで表示

期間選択の使い方

選択地点・項目をクリア

選択された地点 観測項目

郡山

削除

⑥ ダウンロードした CSV ファイルから必要情報を集計表にまとめる

ダウンロードした時刻：2025/10/21 17:21:43

宇都宮
年月日 最高気温(°C)

2024/10/19	26.7
2024/10/20	20
2024/10/21	20.2
2024/10/22	23.8
2024/10/23	21.6
2024/10/24	24.8
2024/10/25	23.6
2024/10/26	21.2
2024/10/27	22.4
2024/10/28	18.9
2024/10/29	15.8
2024/10/30	22.8
2024/10/31	19.9
2024/11/1	21.8

- ③ 「過去データ」を選択し、「実況推定値」から該当月をダウンロードする
 ※月別の出力は出来るが期間の指定はできない



- ④ ダウンロードした CSV ファイルから必要情報を集計表にまとめる
 ※日別1時間毎の出力となる

Date	Time	WBGT	Tg
2025/6/1	1:00	11.4	11.1
2025/6/1	2:00	11.5	11.2
2025/6/1	3:00	11.6	11.3
2025/6/1	4:00	11.6	11.4
2025/6/1	5:00	11.6	12
2025/6/1	6:00	12.8	15
2025/6/1	7:00	14.3	18.3
2025/6/1	8:00	14	18.4
2025/6/1	9:00	14.1	19.3
2025/6/1	10:00	14.4	19.9
2025/6/1	11:00	15	21.2
2025/6/1	12:00	15.9	22.8
2025/6/1	13:00	16.6	23.3
2025/6/1	14:00	17.1	24
2025/6/1	15:00	16.7	23.2
2025/6/1	16:00	18.8	31.2
2025/6/1	17:00	17.9	27.4
2025/6/1	18:00	15.2	16.8
2025/6/1	19:00	14	15
2025/6/1	20:00	13.7	14.1
2025/6/1	21:00	13.8	14
2025/6/1	22:00	12.9	13.3
2025/6/1	23:00	12.7	13.1
2025/6/1	24:00:00	10.8	10.5

日最高指数

特記仕様書等標準例

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

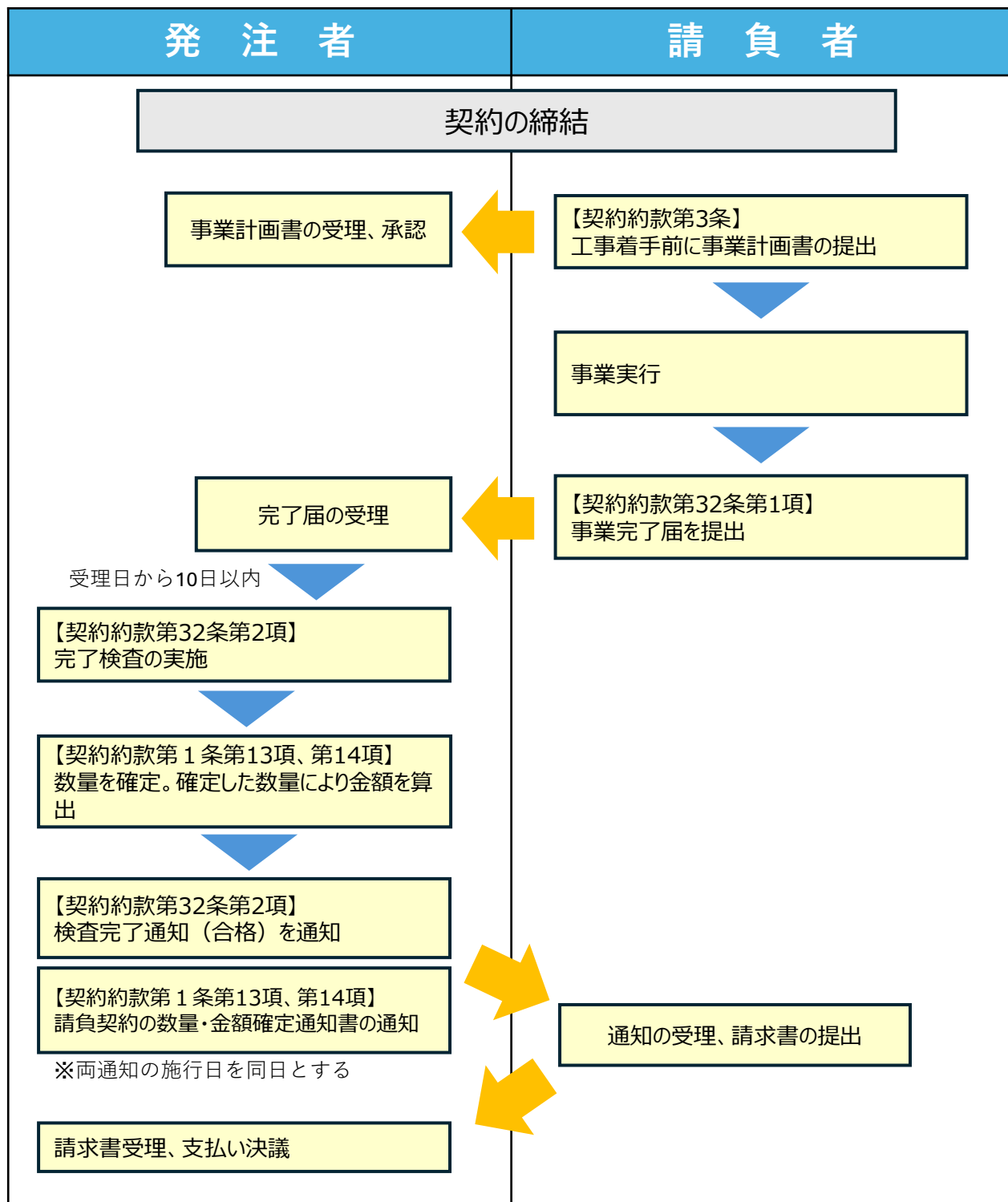
なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

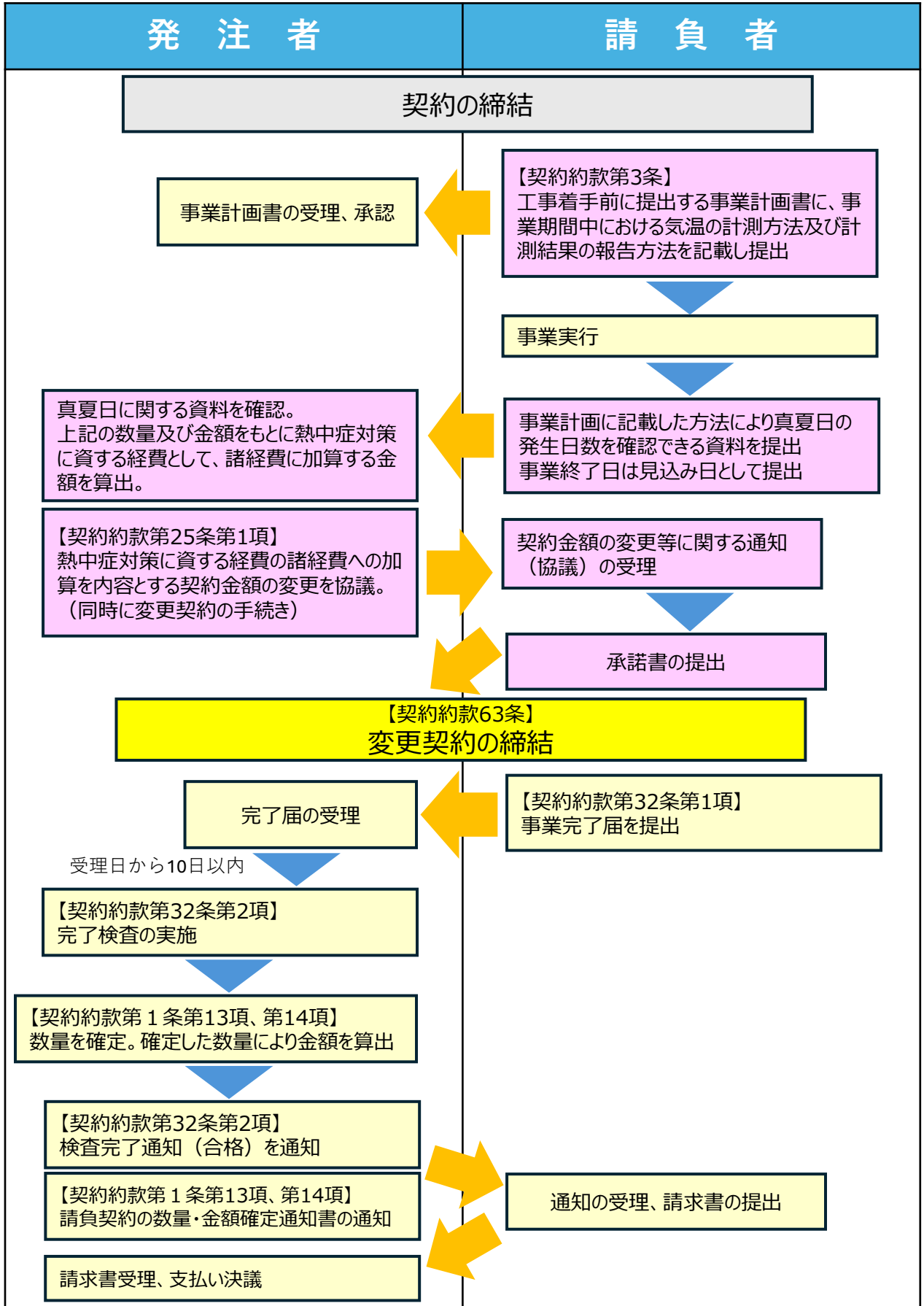
6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正值を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}}$$
 ※補正係数は 1.2 とする。

通常の事務の流れ



熱中症対策に資する経費に関する事務の流れ



国有林野事業製品生産事業請負契約約款（抜粋）

（総則）

第1条

- 13 この契約の請負数量は、第32条第2項又は第5項の検査に合格した数量をもって確定することとする。
- 14 請負金額は、前項の規定に基づき確定した数量により算出した金額をもって確定することとする。なお、請負金額の確定方法は、森林管理局長が定める仕様書によるものとする。

（事業計画書）

- 第3条 請負者は、事業計画書を作成し、事業着手前までに発注者に提出し、その承諾を受けなければ事業に着手してはならない。
- 2 発注者は、前項の規定に基づき提出された書類の内容に不相当と認めるものがあるときは、請負者と協議の上、修正させることができる。
- 3 前2項の規定は、事業計画書を変更する場合についても準用する。

（請負金額の変更方法等）

- 第25条 請負金額の変更については、発注者と請負者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とは協議して定める。

（事業の完了及び検査）

- 第32条 請負者は、事業を完了したと認めるときは、直ちに事業完了届を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の事業完了届を受理したときは、その日から10日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、請負者が検査に立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、請負者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
- 3～8（略）